

京情個審答申第46号
令和7年6月27日

京都府公立大学法人
理事長 金 田 章 裕 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書非公開決定（不存在等）に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和4年12月23日付け4京法第105号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が非公開（不存在等）とした判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年12月6日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府公立大学法人理事長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「(1)〇年〇月〇日に京都府立医科大学付属病院の病院長室で行われた〇、〇、〇医師の話し合いに関する議事録または報告書（以下「本件公開請求文書①」という。）(2)〇年度〇師長在任中の〇、〇師長から〇看護師に対する〇医師への態度、接し方についての指導に関する一切の記録・データ（〇または〇師長が病院職員と送受信した電子メール等のデータを含む）なお、当該記録・データには、本来コミュニケーションを円滑に行わなければならない医療現場で挨拶までも無視させ続ける指導を行った理由や根拠が記載された記録・データが含まれる。（以下「本件公開請求文書②」という。）(3)〇年〇月〇日の話し合いの場で〇と〇が病院の一大事件とした出来事背景となった、〇看護師を含む〇看護師間の人間関係及び、〇看護師と〇医師間の人間関係の問題に関するヒアリング記録・調査報告書。なお、当該ヒアリング調査資料は本開示請求より以前に行われたものに限り、（看護部の上下関係の圧力下ではない）病院人事課職員等の看護部外部でなされたものに限る。（以下「本件公開請求文書③」という。）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、令和3年12月16日、「対象公文書には個人又は法人に関する情報が多く含まれており、かつ、その内容が複雑なものであり、関係機関との調整に時間を要するため」として、条例第11条第2項の規定により公開決定等を行う期間を令和4年2月4日まで延長した。
- 3 令和4年1月31日、処分庁は、本件公開請求のうち、本件公開請求文書①については「家族関係がわかる部分」を除いて公開する公文書部分公開決定（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行い、公文書部分公開決定通知書を、本件公開請求文書②及び③については存在しないとして、公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件非公開決定処分」という。）を行い、公文書非公開決定通知書（不存在等）を、同日、審査請求人に送付した。
- 4 令和4年3月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件非公開決定処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、令和4年3月31日付けで受付された。
- 5 令和4年12月23日、諮問庁である京都府公立大学法人理事長（以下「諮問庁」という。）は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

第4 諮問庁の説明の要旨

処分庁が、弁明書、再弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人が文書存在の前提として推測する、○、師長が現場看護師に圧力をかけたことや○教授選を前提に組織として審査請求人の排斥に加担していたこと等の事実は存在しないことから、本件公開請求文書②は、電子メール等を含めて存在しない。
- 2 ○年○月○日の話し合いは、同日を期限として回答を求められたと話し合いのきっかけとなった看護師から、当日に訴えがあったため急遽実施されたものであり、それ以前に大学の人事部門等においてヒアリングや調査が行われた事実はないことから、本件公開請求文書③は、電子メール等を含めて存在しない。
- 3 「公文書」は、条例第1条第2項のとおり「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、本件については、審査請求人が文書の存在の前提として推認する事実が存在しないことから、本件公開請求に係る公文書は本件部分公開決定処分を行った文書を除き存在しない。
- 4 したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件非公開決定処分は妥当である。

第5 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書並びに当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 ○、○を中心とする組織的な指示系統の下でなされた審査請求人への差別や監視、不当な命令等の嫌がらせ行為の背景として、審査請求人への態度、接し方について看護職員に対する指導や指示が行われたことは明らかであり、○又は師長が病院職員と送受信した電子メールを含めて、本件公開請求文書②は存在する。
もし、本件公開請求文書②が存在しないのであれば、○や師長が当該公文書を毀損したことになり、本件事件の事実関係を隠蔽する故意が疑われるものである。
- 2 審査請求人に対して、社会的立場や私生活に関する不安や恐怖を与え、名誉を毀損し、人権を侵害するような措置をするに先立ち、人間関係の問題について関係者のヒアリングや調査が行われていたと考えられること、また、急遽実施された○年○月○日の話し合いのきっかけとなった看護師は、この話し合いには同席していないので、当該看護師へのヒアリング調査記録が少なくとも1通は存在するはずであることから、本件公開請求文書③は存在し、文書の特定が適切になされていない可能性がある。
仮にヒアリング調査を行ったものの、敢えてその記録を残さなかったのであれば、職員に対する安全配慮義務違反等がある。
- 3 また、処分庁において、文書の特定が適切になされていない可能性があるため、審議会においては、本件公開請求範囲の特定が困難である場合には、例えば、京都府立医科大学のメールサーバー内から、本件に関する内容をリストアップすることをお願い

いする。

第6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、文書の存在が強く推認される具体的な事実を列举し、また、審査請求人が、本件公開請求と同日付けで処分庁に対して行った個人情報開示請求に対する個人情報開示決定により開示された文書の存在を示して対象文書が存在する旨を主張していることから、まず、この点について検討し、判断することとする。

- (1) 公文書の公開請求の対象となる「公文書」とは、条例第1条第2項が定めるとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

- (2) 諮問庁の職員により、本学において看護職員へのヒアリング対応を行う部局は看護部及び事務局人事部門に限定されている旨、本件公開請求のあった令和3年12月6日から非公開決定等を行った令和4年1月31日までの期間に、事務局○が事務局人事部門の担当者である総務課○に請求対象文書の検索を行わせたところ、本件公開請求に係るヒアリング記録・調査報告書にあたる文書は存在しなかった旨及び本件公開請求において、看護の部署は対象とされていなかったものの、同部署が事務局人事部門と協議を行った記録が残っている可能性もあるため、○にも請求対象文書の検索を行わせたが、本件公開請求に係るヒアリング記録、調査報告書に当たる文書は存在しなかった旨、当審議会に対して申述があった。

- (3) これらのことについて、諮問庁の説明に不合理な点はなく、また、諮問庁の説明を覆し、審査請求人が主張する本件公開請求文書②及び③の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

したがって、本件公開請求文書②及び③は、不存在であると考えることが相当である。

- 2 次に、「対象公文書には個人又は法人に関する情報が多く含まれており、かつ、その内容が複雑なものであり、関係機関との調整に時間を要する」ことを延長の理由としたにもかかわらず、請求のあった公文書が存在しないことを理由に公文書非公開決定（不存在等）を行った点に言及しておく。

- (1) 諮問庁の職員から当審議会に対して、本件公開請求と同時期に、公文書公開請求3件（本件公開請求を含む。）及び個人情報開示請求3件の計6件の請求が審査請求人からなされており、それぞれの請求について比較衡量しつつ事務処理を進めた結果、同一日に処分することが適当であり、また、各請求の対象文書の特定作業を進める中で、関係機関との調整も起こり得ると考えたことから、本件公開請求についても上述の理由により延長した旨、申述があった。

- (2) しかしながら、条例第11条第2項が定めるとおり、公開決定等を行う期限の延長は、正当な理由があるときに認められるものであることから、本件のような場合においても個々の請求毎に延長を行うべきである。

3 結 論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

- 4 なお、本審議会は、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第62号）第2条第1項各号に規定する事項を処理する組織であり、処分庁が文書を作成しなかったことについて違法性の有無を審議する組織ではないことを念のため、申し添える。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年12月23日	諮問書の受理
令和5年 5月15日	第1回審議会
令和5年12月20日	第2回審議会
令和6年 4月16日	第3回審議会
令和6年12月12日	第4回審議会
令和7年 1月17日	第5回審議会
令和7年 5月28日	第6回審議会
令和7年 6月27日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委 員（部会長）	山 本	克 己
委 員	奥 野	美奈子
委 員	原 田	大 樹
委 員	宮 本	恵 伸
委 員	山 舗	恵 子